

ひろがり5

第6次筑後市男女共同参画計画

(素案)

令和4年(2022年)●月
筑後市

目次

第1章 計画策定の背景	1
1. 計画策定にあたって.....	1
2. 国内外と筑後市のこれまでの経緯.....	2
3. 男女共同参画とSDGs.....	6
4. 日本のジェンダー平等に関する状況.....	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1. 計画の目的.....	9
2. 計画の基本理念と目標.....	9
3. 計画の位置づけ.....	9
4. 計画の実施期間.....	11
5. 重点課題.....	11
第3章 計画の内容	12
1. 施策の体系図.....	12
2. 基本目標と施策の方向.....	13
基本目標Ⅰ 男女が共に参画する労働環境の推進.....	13
基本施策Ⅰ-1 女性のしごと環境の充実化.....	16
基本施策Ⅰ-2 積極的な女性登用の促進.....	19
基本施策Ⅰ-3 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	21
基本目標Ⅱ 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現.....	25
基本施策Ⅱ-1 配偶者等からの暴力の根絶.....	26
基本施策Ⅱ-2 性に関するあらゆる暴力の根絶.....	28
基本施策Ⅱ-3 様々なハラスメントの根絶.....	29
基本目標Ⅲ 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現.....	30
基本施策Ⅲ-1 生涯を通じた健康づくりへの支援.....	31

基本施策Ⅲ-2 生活上の困難に直面した人への支援	33
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会意識の浸透	35
基本施策Ⅳ-1 政策・方針決定への女性の参画推進	37
基本施策Ⅳ-2 教育における男女共同参画の推進	39
基本施策Ⅳ-3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり.....	41
基本施策Ⅳ-4 市民への情報提供と啓発.....	46
第4章 推進体制	47
1. 計画推進体制の強化・徹底.....	47
2. 計画の進行管理と見直し.....	48

第 1 章 計画策定の背景

1. 計画策定にあたって

男女共同参画社会とは、「性別にとらわれず、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会」の形成が理想とされます。

男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、地方公共団体は、地域特性に応じた施策を策定し、推進する義務があります。

近年、男女共同参画に関する様々な施策により、女性の活躍が徐々に促進されていますが、未だ十分とは言えない状況にあります。特に、令和 2 年（2020 年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した課題として、女性の雇用環境が悪化し、働く女性の 53.7%は非正規雇用で不安定な雇用状態が多く、雇い止めやシフト減による所得への影響が大きいほか、生理の貧困、配偶者からの暴力や性暴力の増加・深刻化などが挙げられます。また、2020 年の自殺者数は 2 万 1,081 人で 11 年ぶりに増加に転じました。このうち女性は 7,026 人と前年比で 935 人（15.4%）増加し、男性は 1 万 4,055 人と前年比で 23 人（0.2%）減少しました。支援を必要とする人が誰一人取り残されることのない社会の実現をめざすため、男女共同参画の重要性が改めて認識されました。

国際的にみても、2021 年（令和 3 年）のジェンダー・ギャップ指数では、日本は 156 カ国中の 120 位となっており、グローバル化が進むなか、ジェンダー平等への取り組みは経済的成長にも関わる課題となっています。このほか、「男女」にとどまらず、年齢・国籍・性的指向・性自認（性同一性）に関することも含め、幅広く全ての人が幸福感をもって日常生活を送ることができるような取り組みが求められています。

本市では、こうした社会情勢の変化を踏まえ、固定的な性別役割分担の解消や、職場における女性の活躍推進、地域活動及び防災活動への女性の参画、配偶者等への暴力（DV）や性暴力・ハラスメントの抑止等について、体系的に施策を講じ、男女平等の実現をめざしたまちづくりを推進していきます。

2. 国内外と筑後市のこれまでの経緯

本市の第5次計画期間中に制定、決定された主な関連法制度、計画は次のとおりです。

(1) 国際的な取組

男女共同参画に関する国際的な最近の動きでは、2020年（令和2年）に北京会議から25周年となる「北京+25」という節目の年を迎えました。新型コロナウイルスの影響により会合の延期やオンライン開催への変更などが行われましたが、2021年（令和3年）3月に、「**ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶**」に関する合意結論が、国際連合女性の地位委員会で採択されました。

(2) 国の取組

国際的な流れを受け、日本においても男女共同参画に向けた取組が推進されてきました。

平成30年（2018年）、「**政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**（令和3年改正）」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取組むよう努めることなどを定めています。令和3年（2021年）の改正では、国・地方公共団体の施策の強化の中に、セクハラ・マタハラ等への対応が追加されました。

令和元年（2019年）5月29日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「**女性活躍推進法**」という）」が改正され、一般事業主行動計画について、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関して、それぞれ1つ以上の具体的数値目標を定めた行動計画の策定・届出を行うよう義務付けられました。

令和元年（2019年）6月19日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「**配偶者暴力防止法**」という）」が改正されました。

令和2年（2020年）12月25日、「**第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～**」が閣議決定されました。

令和3年（2021年）5月26日、「**ストーカー行為等の規制等に関する法律**」（以下「**ストーカー行為規制法**」が改正されました。

令和3年（2021年）6月9日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「**育児・介護休業法**）」が改正され、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれました。

「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の概要

<目指すべき社会>

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である。

<政策>

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った
貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

(3) 福岡県取組

福岡県においても、女性の地位向上や男女共同参画の取組は、国際的な動向および国の施策を受けて行われてきました。

平成 31 年（2019 年）2 月、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定されました。

令和 3 年（2021 年）3 月、「第 5 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。

福岡県の計画

「第 5 次福岡県男女共同参画計画」の概要

柱 1 男女がともに活躍できる社会の実現

- (1) 働く場における女性の活躍推進
- (2) 働き方改革、仕事と生活の両立
- (3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進
- (4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

柱 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- (1) 人権を侵害する暴力の根絶
- (2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援
- (3) 生涯を通じた男女の健康支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の推進

柱 3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革
- (2) 学校教育における男女共同参画の推進

「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の概要

柱 1 DV 根絶のための啓発・教育の推進

柱 2 誰もが安心して相談できる体制の充実

柱 3 DV 被害者の保護体制の充実と安全確保

柱 4 被害者の自立のための支援

柱 5 関係団体との連携

(4) 筑後市の取組

本市でも、男女共同参画の視点に立った女性の地位向上や男女共同参画取組について、国際的な動向および国・県の施策を受け、平成 29 年（2017 年）3 月、「第 5 次筑後市男女共同参画計画～ひろがり 4」を策定しました。条例や「第 5 次筑後市男女共同参画計画～ひろがり 4」に基づいて、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を展開しています。

令和 2 年（2020 年）4 月、令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月までの「**筑後市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画**」を策定しました。本市では令和 3 年 4 月 1 日現在、正規職員の約 4 割が女性となっています。これら女性職員が安心して、能力を十分に発揮できる環境を整備することが、未来の筑後市の成長につながると考えています。

令和 2 年（2020 年）、次期計画策定のため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

「男女共同参画に関する市民意識調査」の概要

- (1) 調査地域 筑後市全域
- (2) 調査対象 市内在住の満 18 歳以上 70 歳未満の男女
(令和 2 年（2020 年）7 月 1 日現在)
- (3) 抽出方法 住民基本台帳から男女同数を無作為抽出
- (4) 調査方法 質問紙法（無記名記述式）郵便による調査票配布・回収
- (5) 調査期間
令和 2 年（2020 年）7 月 15 日～令和 2 年（2020 年）8 月 14 日
(令和 2 年（2020 年）8 月 21 日回収分までを集計に含めた)
- (6) 回収率 配布数：2,000 件
有効回収数：543 件（有効回収率：27.2%）

3. 男女共同参画とSDGs

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」と明記されているほか、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。



ジェンダーとは性別を意味します。体のつくりは違っていても男性と女性は平等で、「ジェンダー平等」とは、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。

男性の役割・女性の役割など、個人ではなく「性別」によって生き方や働き方が決められてしまうことがあります。そこで、世界中で法律や制度を変え、教育やメディアを通じて意識を高める活動を行うことで、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが進められています。また、「女性だから」という理由で直面する壁を取り除き、自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組(=能力強化；エンパワーメント)も行われています。

「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」は、SDGsの重要なテーマで、日本では「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題となっています。

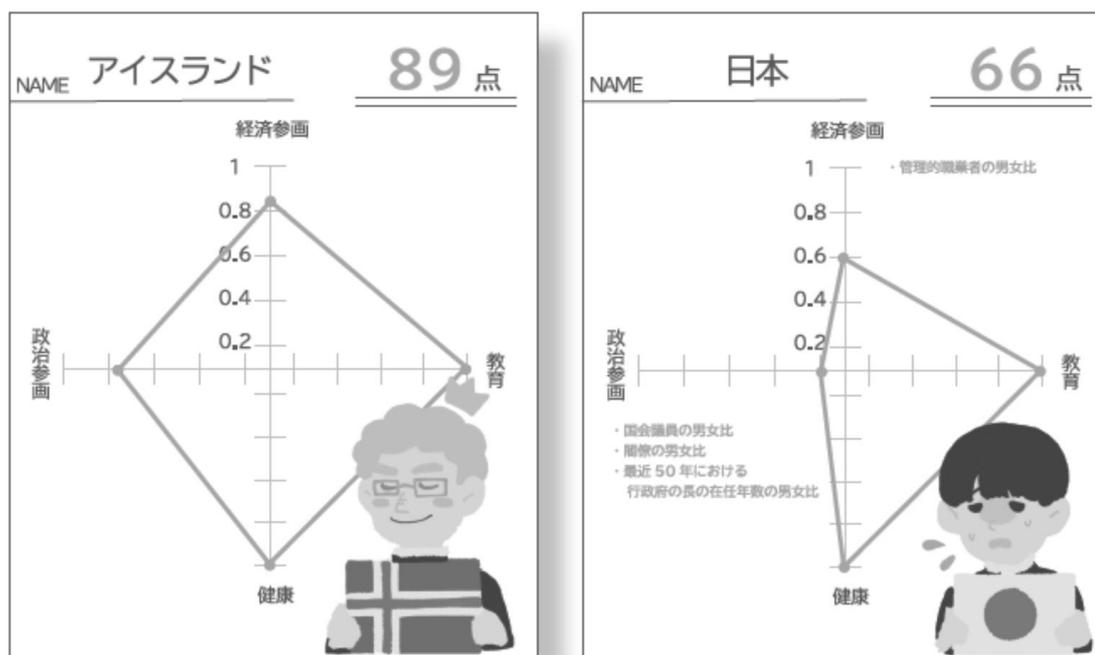
4. 日本のジェンダー平等に関する状況

(1) ジェンダー・ギャップ指数

ジェンダー・ギャップ指数とは、世界各国のジェンダー平等の程度を指数にしたもので、スイスの非営利団体 世界経済フォーラム（ダボス会議）が公表しています。男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0が完全不平等、1が完全平等を表します。

2021年（令和3年）の評価で見ると、世界1位はアイスランドで0.892、日本は156カ国中の120位で0.656です。分野別にみると、教育分野0.98、健康分野0.97、経済分野0.60、政治分野0.06となっており、女性の経済参画と政治参画が低いことが分かります。

■ ジェンダー・ギャップ指数



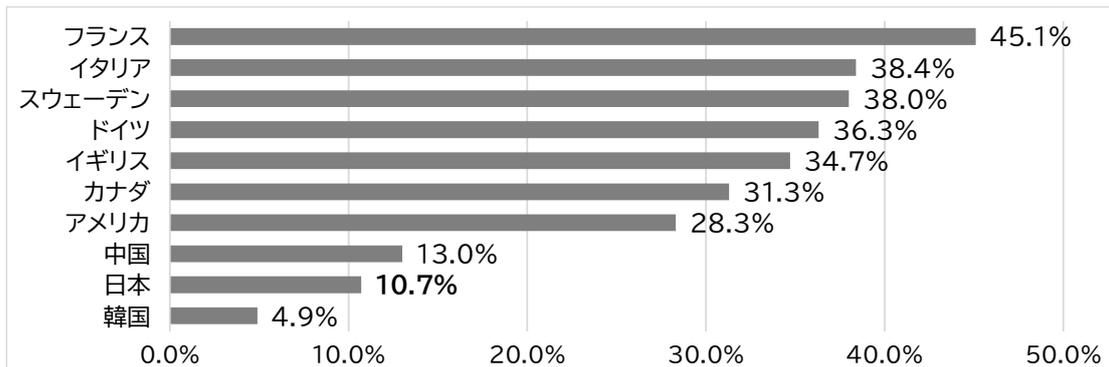
〔出典：SDGsとジェンダー平等に関する副教材（男女共同参画推進連携会議（事務局：内閣府男女共同参画局））〕

(2) 企業の役員に占める女性の割合

企業の役員に占める女性の割合は、諸外国と比較すると日本は非常に低い状況です。日本では、これまで社会のあらゆる分野において、2020年（令和2年）までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう目標を定めて様々な取組を進めてきました。その結果、女性就業者数や上場企業女性役員数は増加してきました。しかし、国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードはさらに速く、日本は大きく遅れている状況です。そこで、新しい目標として、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すこととしています。

この新しい目標を達成するために、国の第5次男女共同参画基本計画に政治・経済・地域・教育など、様々な分野での取組が記載されました。

■ 企業の役員に占める女性の割合

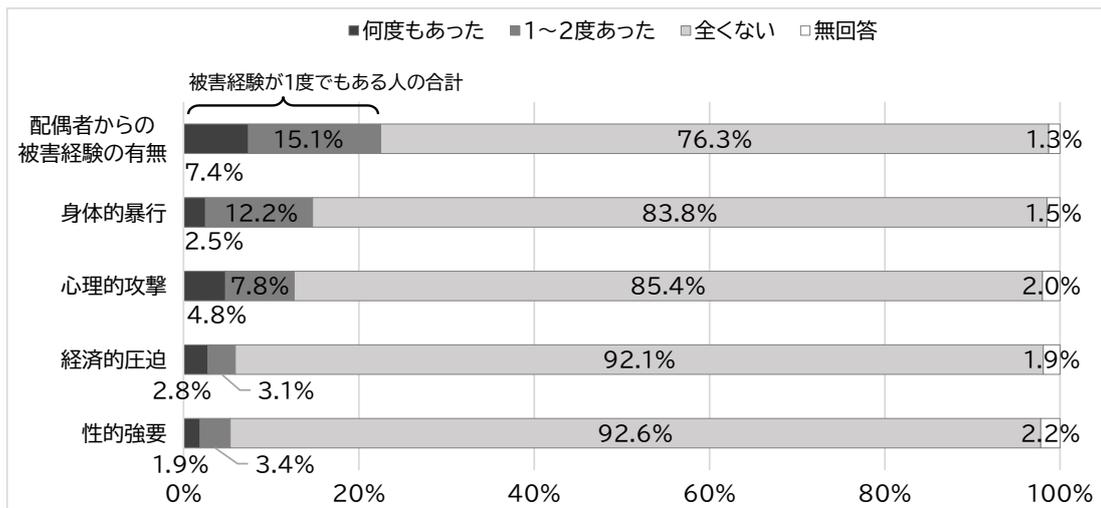


〔出典：SDGsとジェンダー平等に関する副教材の付属資料集（男女共同参画推進連携会議）より作成〕

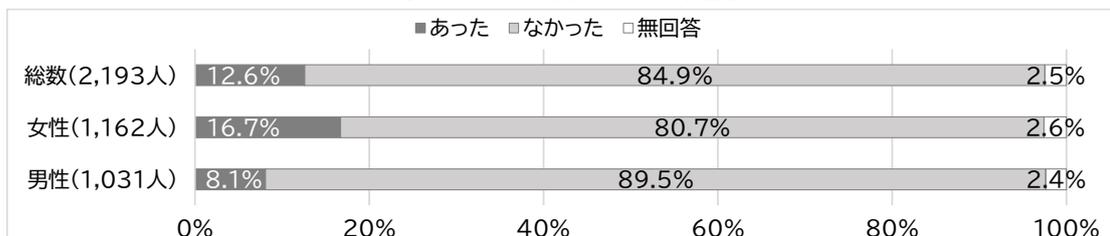
（3）DV被害経験（配偶者・交際相手）

残念ながら、いまだ多くの女性がパートナーからの暴力の被害を受けています。また、男性も暴力やストーカーの被害に遭っています。パートナーからの暴力は、自分たちで解決するのはとても難しい問題となっており、本市でも相談窓口を設けています。

■ 配偶者からの暴力の被害経験



■ 交際相手からの暴力の被害経験



〔出典：男女間における暴力に関する調査報告書 令和2年度調査結果（内閣府男女共同参画局）より作成〕

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

筑後市は、男女がお互いを尊重し認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現を目指しています。これまで「第5次筑後市男女共同参画計画～ひろがり4」に沿って、国際的な動きや国・県の制度の整備状況も踏まえながら、様々な施策の取組を進めてまいりました。しかし、現状をみる限り、その実現にはまだまだ多くの問題点や課題が残されています。

男女共同参画の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢・国籍・性的指向・性自認（性同一性）に関することも含め、幅広く多様な人々を包含し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現にもつながります。

本計画では、ジェンダー平等や多様性も考慮した、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、これらの問題点や課題を解決し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

2. 計画の基本理念と目標

「男女が共に責任を分かち合いながら男女平等の実現をめざす」を基本理念とし「第6次筑後市男女共同参画計画～ひろがり5（以下「本計画」という）」を策定しました。

基本理念

**「男女が共に責任を分かち合いながら
男女平等の実現をめざす」**

基本目標

- I 男女が共に参画する労働環境の推進**
- II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現**
- III 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現**
- IV 男女共同参画社会意識の浸透**

3. 計画の位置づけ

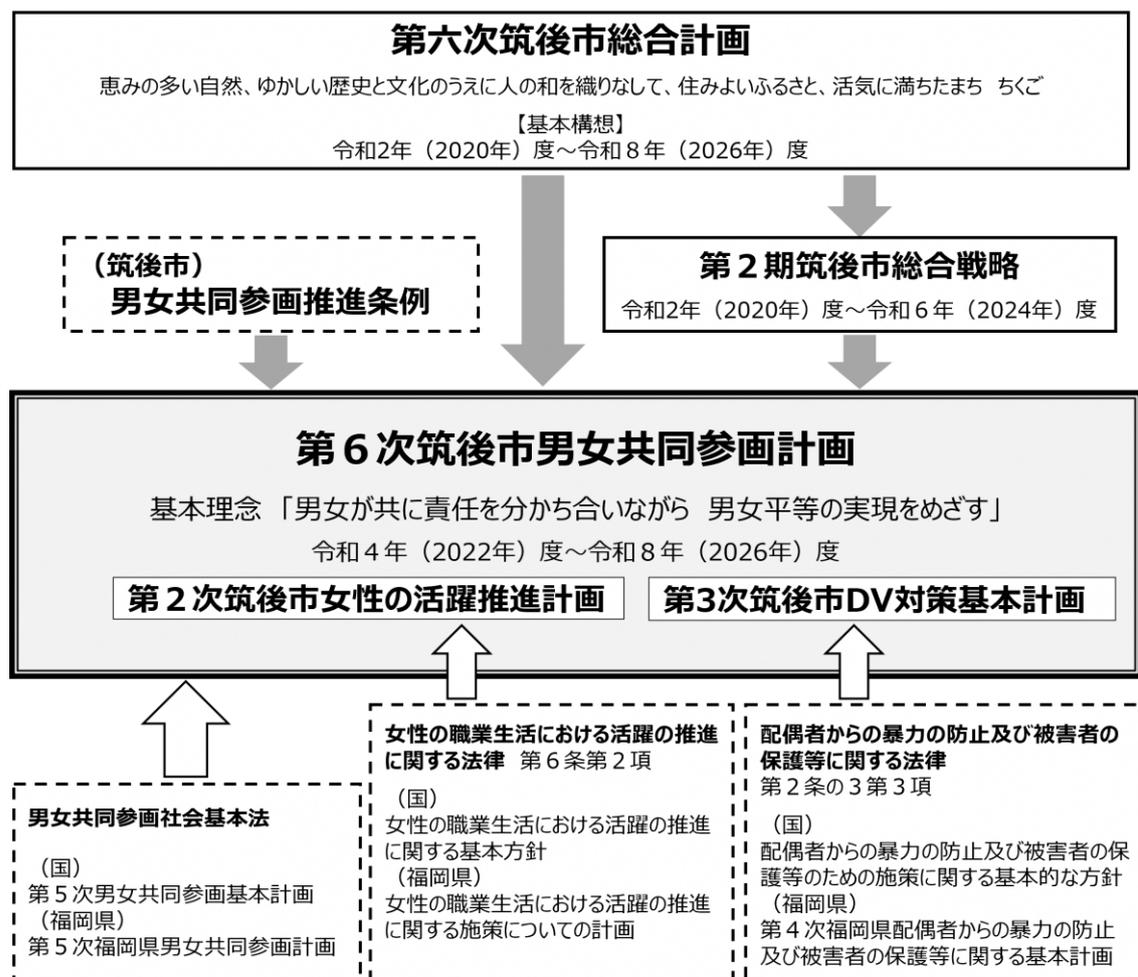
本計画は、「筑後市男女共同参画推進条例（以下「条例」という）」第3条の基本理念を踏まえ、第4条の市の責務に基づき、第8条に規定する基本計画として位置づけ、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定しています。

国の第5次男女共同参画基本計画、県の第5次福岡県男女共同参画計画との整合性を保ちながら、筑後市における男女共同参画推進に関する基本的な取組の方向と具体的施策を示す計画です。

また、本計画の基本目標Ⅰ「男女が共に参画する労働環境の推進」を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく推進計画と位置づけ、「**第2次筑後市女性の活躍推進計画**」として、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び「福岡県女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」との整合性を保ちます。

なお、本計画の基本目標Ⅱ「全ての人々が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現」の基本施策1「配偶者等からの暴力の根絶」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村計画と位置づけ、「**第3次筑後市DV対策基本計画**」として、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」及び県の「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との整合性を保ちます。

■ 関連する計画



4. 計画の実施期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢や国の施策等の変化などにより、行動計画の運用に不具合が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

5. 重点課題

本計画における重点課題は、市の総合計画に基づき、以下の3項目とします。

（1）男女共同参画社会実現に向けた市民や市内企業への啓発

〔施策の体系 I、IV-4〕

男女共同参画社会の実現に向けては、職場や家庭、地域、学校や社会参画の場など、全ての機会において、長年にわたり形成された「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の改善が重要です。

様々な啓発活動により、市民や市内企業が男女共同参画社会の必要性を認識するよう、意識啓発を図るとともに、「筑後市女性の活躍推進計画」により就労支援及び仕事と家庭の両立をできる環境整備を促進します。

（2）まちづくりにおける女性参画の推進

〔施策の体系 IV-1-(1)、IV-3-(2)〕

性別や立場に関係なく、多様な人材が政策や方針決定の場や地域活動に参画し、その意見が反映されることは、誰もが住みやすく、均衡のとれた豊かなまちづくりへとつながります。しかし、さまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、審議会や地域などの組織において、政策・方針決定の場にいる女性の数は未だ少なく、女性の意見を十分に反映できているとはいえない状況です。

日頃から女性が主体性をもって参加できるよう、審議会や委員会、行政区長、公民館長や地域役員への女性の登用を促進します。

（3）男女に関する人権保護と相談体制の充実

〔施策の体系 II-1-(1)〕

配偶者等に対する暴力（DV）を根絶することは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題です。SDGsの取組においても、目標5「ジェンダー平等の実現」の中で女性に対する暴力の根絶が位置付けられており、取組の重要性が示されています。

DVの背景のひとつに加害者側と被害者側のDVと思う行為の認識のずれや、自分がDVの加害者であるという認識が低いことなどもあり、一人で悩まずに速やかに支援や保護を受ける事が重要です。市民への啓発や情報共有をより一層推進し、相談体制を充実させます。

第3章 計画の内容

1. 施策の体系図

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
男女が共に責任を分かち合いながら 男女平等の実現をめざす	I 男女が共に参画する労働環境の推進 【第2次 重点 筑後市女性の活躍推進計画】	1 女性のしごと環境の充実化	(1) 女性の就労・再就労への支援 (2) 女性の活躍促進の支援 (3) 家族経営協定の締結促進
	II 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現	2 積極的な女性登用の促進	(1) 商工業への女性の経営参画の促進 (2) 農業への女性の経営参画の促進
	III 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実 (2) 男性の暮らし方・働き方の改革
	IV 男女共同参画社会意識の浸透	1 配偶者等からの暴力の根絶 【第3次筑後市DV対策基本計画】	(1) DV等に関する相談支援の充実 重点 (2) 迅速な対応のための関係機関との連携強化 (3) DV等に関する周知・啓発の推進
	男女共同参画に関する市民への浸透状況の確認	2 性に関するあらゆる暴力の根絶	(1) 性に関するあらゆる暴力を防止する環境づくり
	(1) 生涯を通じた健康づくりへの支援	3 様々なハラスメントの根絶	(1) 様々なハラスメントを抑止する環境づくり
	(2) 生活上の困難に直面した人への支援	1 生涯を通じた健康づくりへの支援	(1) 妊娠・出産からの健康支援 (2) ライフステージに配慮した健康支援
	(1) 高齢者の生活・自立支援 (2) 経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	2 生活上の困難に直面した人への支援	(1) 高齢者の生活・自立支援 (2) 経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援
	(1) 市職員への啓発推進 (2) 保育に携わる者への啓発推進 (3) 男女共同参画教育の推進 (4) 適切な性教育の推進	1 政策・方針決定への女性の参画推進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用促進 重点
	(1) 市民活動における男女共同参画の促進 (2) 地域活動における男女共同参画の促進 重点 (3) 防災における男女共同参画の推進	2 教育における男女共同参画の推進	(1) 市職員への啓発推進 (2) 保育に携わる者への啓発推進 (3) 男女共同参画教育の推進 (4) 適切な性教育の推進
	(1) 男女共同参画に関する情報提供 (2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり	(1) 市民活動における男女共同参画の促進 (2) 地域活動における男女共同参画の促進 重点 (3) 防災における男女共同参画の推進
	(1) 男女共同参画に関する情報提供 (2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	4 市民への情報提供と啓発 重点	(1) 男女共同参画に関する情報提供 (2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実

2. 基本目標と施策の方向

基本目標Ⅰ 男女が共に参画する労働環境の推進

重点

【第2次筑後市女性の活躍推進計画】

※基本目標Ⅰを、【第2次筑後市女性の活躍推進計画】として位置づけます。

男女共同参画社会の実現には、すべての人が性別に関わりなく個性や能力を発揮することができ、それが正當に評価されることが重要です。

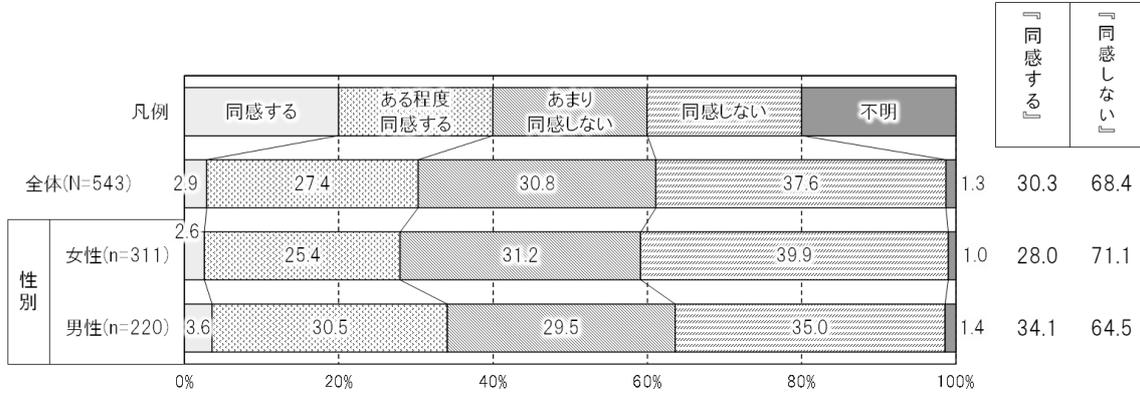
しかし現状では、特に労働環境においては、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く、古い制度や慣習などにより職場等における不平等が強く残っており、女性の力が十分に発揮できていない状況です。また、共働き家庭であっても家事や育児・介護の面で女性の負担が変わらず大きいことから、家庭内の役割分担の不平等感の認識を共有し、見直すことも必要です。

本市では女性の活躍推進をめざし、「第5次男女共同参画計画～ひろがり4」の基本目標Ⅲ 仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくりを、「筑後市女性の活躍推進計画」と位置づけ、様々な推進事業を実施してきました。本計画においても、**基本目標Ⅰ 男女が共に参画する労働環境の推進を、【第2次筑後市女性の活躍推進計画】として位置づけます。就労支援のほか、職場や家庭において、男女が共に参画する労働環境の整備を推進します。**

今後、少子高齢化による更なる人口減少で将来の労働力不足が懸念されるなか、社会全体において女性の活躍は不可欠です。そして何より、職場における女性の活躍は、女性の経済的自立をもたらします。本市では、労働環境として就労・再就労への情報提供はもとより、働く女性のための労働環境改善として家庭における男性の意識改革を促し、女性の活躍を推進することで、互いの人権を尊重する男女共同参画社会をめざします。

■ 固定的性別役割分担意識（市民意識調査）

（問）「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。このような考え方に対して、あなた自身の気持ちとしては、どのようにお考えですか。



固定的性別役割分担意識（過去の調査結果との比較）

（数値：％）

	今回(令和2年)		前回(平成27年)		前々回(平成22年)	
	同意する	同意しない	同意する	同意しない	同意する	同意しない
女性	28.0	71.1	33.6	62.1	19.9	36.0
男性	34.1	64.5	38.0	60.2	22.0	25.7

固定的性別役割分担意識（県調査結果、全国調査結果との比較）

（数値：％）

	筑後市(令和2年)		福岡県(令和元年)		全国(令和元年)	
	同意する	同意しない	同意する	同意しない	同意する	同意しない
女性	28.0	71.1	39.9	57.0	31.1	63.4
男性	34.1	64.5	41.9	56.4	39.4	55.7

❖ 女性活躍推進法について

女性活躍推進法では、国、地方公共団体、民間企業などの責務を明らかにし、働く女性が活躍するための環境づくりを推進する法律です。特に、企業側に目標や実際の活躍状況を報告するための、以下の取組みを義務化しています。令和元年（2019年）5月29日、女性活躍推進法等の一部が改正され、内容は以下のとおりです。

1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます（令和4年4月1日施行）。

2. 女性活躍に関する情報公表の強化

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

(1)職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

の各区分から1項目以上公表する必要があります（令和2年6月1日施行）。

3. 特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設します（令和2年6月1日施行）。

行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。



〔出典：女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）ホームページ〕

基本施策 I - 1 女性のしごとと環境の充実化



【現状と課題】

女性のしごとと環境をめぐる状況として、市民意識調査では、「子どもができて職業をやめ、大きくなって再び職業を持った」と答えた人の割合が 50 歳を境に大幅に増えることから、世代間の働き方の変化が顕著に出ています。若い世代の女性には、継続就労型に変わってきていることが分かりました。

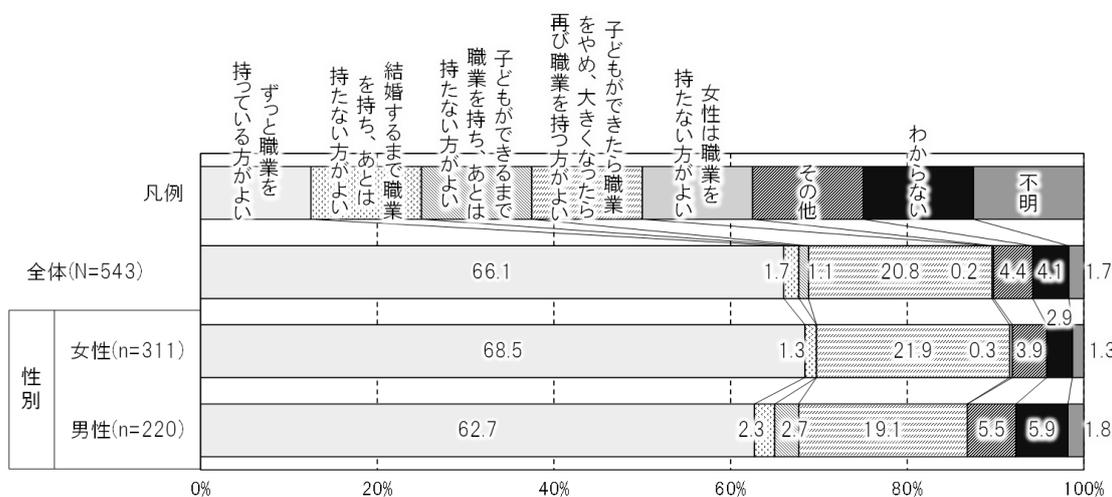
一方で、「ずっと職業を持っている方がよい」という意見が 66.1%であるにもかかわらず、実際の女性の働き方で「ずっと職業を持っている」人は 53.8%に留まりました。就労の意欲があっても実際には何らかの事情により就業継続ができていない人もいることが分かり、就労または再就労に関してニーズに応じた支援が必要です。

女性が職業を持ち、働き続けるために必要なこととしては、「育児休業や短時間勤務などの仕事と家庭が両立できる制度を充実する」、「仕事と家庭を両立できる制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりをする」といった意見が多く求められています。市として、職場環境改善に向け、今後も県主催の企業・事業所向け講座を周知するとともに、女性の就労・再就労支援につながる情報の提供や講座を実施します。

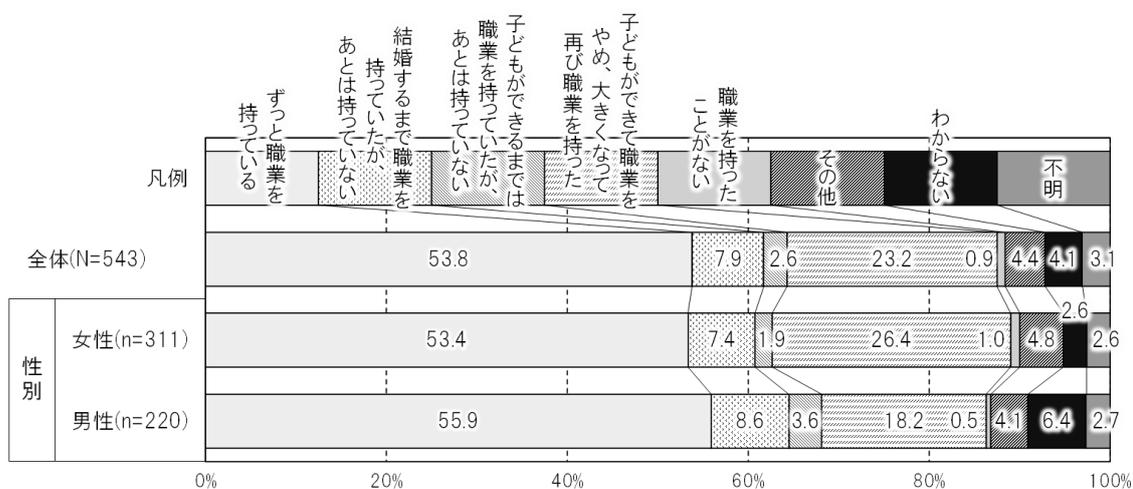
農業は筑後市の主要産業のひとつで、女性は農業の重要な担い手として農村地域の活性化にも大きく貢献しています。家族経営で農業を営む場合、家族経営のメリットも多くありますが、経営と生活の境目が明確でなく、農業と家事の役割分担や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、不平等感やストレスが生まれがちです。経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

本市では、家族経営の農業と家事の役割分担や労働時間、労働報酬などを話し合いにより明確にするツールとして、「家族経営協定」の締結を推進していきます。

■ 「女性が職業を持つこと」についての考え方（市民意識調査）



■ 実際の女性の働き方（市民意識調査）



施策の方向 I-1-(1) 女性の就労・再就労への支援

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
1	女性の就労・再就労支援に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●企業・事業所向けに、女性の就労・再就労に関する情報を提供する。 (合同企業説明会での女性支援コーナー設置と就活セクハラ防止等の啓発、筑後・八女・広川地区労働相談会の周知、チラシやホームページでの情報提供) ●求職者向けに、女性の就労・再就労に関する情報を提供する。 (子育て就職相談の周知、合同企業説明会の周知、筑後・八女・広川地区労働相談会の周知、チラシやホームページでの情報提供、職業訓練講座の周知、ハロートレーニングの周知、様々な就労支援情報の周知) 	○		○		○	商工観光課
2	女性の就労・再就労のためのスキルアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就労・再就労・転職等を目指す女性向けの講座等を実施する。 (厚生労働省の女性就業支援全国展開事業等を積極的に活用する) 		○	○	○	社会教育課	

施策の方向 I-1-(2) 女性の活躍促進の支援

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
3	多様で柔軟な働き方の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●企業・事業所及び女性向けに、福岡県主催のキャリアデザイン、育休、働き方改革等に関する講座や制度等について周知する。 	○		○		○	男女共同参画推進室

施策の方向 I-1-(3) 家族経営協定の締結促進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
4	農業者の家族経営協定の締結促進	<ul style="list-style-type: none"> ●農家の家庭内における農業と家事を見る化し、家族内の役割分担を再認識するため「家族経営協定書」の作成を推進する。 	○		○	○	農政課	

基本施策 I - 2 積極的な女性登用の促進



【現状と課題】

商工業及び農業に従事する女性の多くは補助的な立場で働いていることが多く、経営に参画している女性は少ない状況です。業種に関わらず、小規模な自営業では、家族従業者として無給で就業する女性も多く、家族従業者としての女性の役割を適正に評価し、働きやすい環境の整備に取り組む必要があります。商工業及び農業においても、多様な視点や発想を取り入れることは事業の発展につながることから、性別に関係なく女性も主体的に経営に参画することが重要です。また、おうち起業は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実践しやすい起業の形であり、地域に適した起業のスタイルといえます。

働き方の多様化により、家でできる「おうち起業」をめざす女性が増えてきたことから、市では、関係機関と連携し、起業講座や農業分野の加工・販売（6次産業化）等の支援事業に引き続き取り組めます。

今後も、商工業・農業で働く女性が個性や能力を活かして活躍できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、関係機関と連携しながら、女性の職業能力向上や経営への参画、起業のための支援などに取り組めます。

また、女性人材の育成を支援することにより将来、商工団体や JA、農業委員会等の役員への女性登用につながるよう取組を進めます。

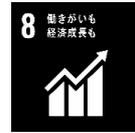
施策の方向 I-2-(1) 商工業への女性の経営参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
5	起業に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業を目指す人を対象とした、起業ノウハウに関する講座を開催する。 		○		○		社会教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会議所や中小企業振興センター等と連携し、起業の初期段階における支援についての情報を提供する。 ● 国、県における起業支援事業について情報を提供する。 	○		○		○	商工観光課

施策の方向 I-2-(2) 農業への女性の経営参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
6	女性農業者の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の女性農業者による活動を支援するため、福岡県主催の研修会への参加を JA 女性部会へ働きかける。 ● 農家出身以外の女性が新規就農する際や、6 次産業化等女性農業者が農業生産以外の新たな事業に取り組む際に、県女性農村アドバイザーとともに、就業支援及び事業開始に係る支援を行う。 ● 女性農業者へ農業委員に関する情報を提供し、女性の農業委員への参画を推進する。 		○		○		農政課

基本施策 I - 3 ワーク・ライフ・バランスの推進



【現状と課題】

共働き世帯は年々増加しています。それに伴い、仕事と家事の両立、仕事と子育て・介護の両立、長時間労働による心身の疲弊等、様々な社会課題が生まれています。これらを解消する動きとして、労働環境整備の推進やワーク・ライフ・バランスを目的とした取組が必要です。

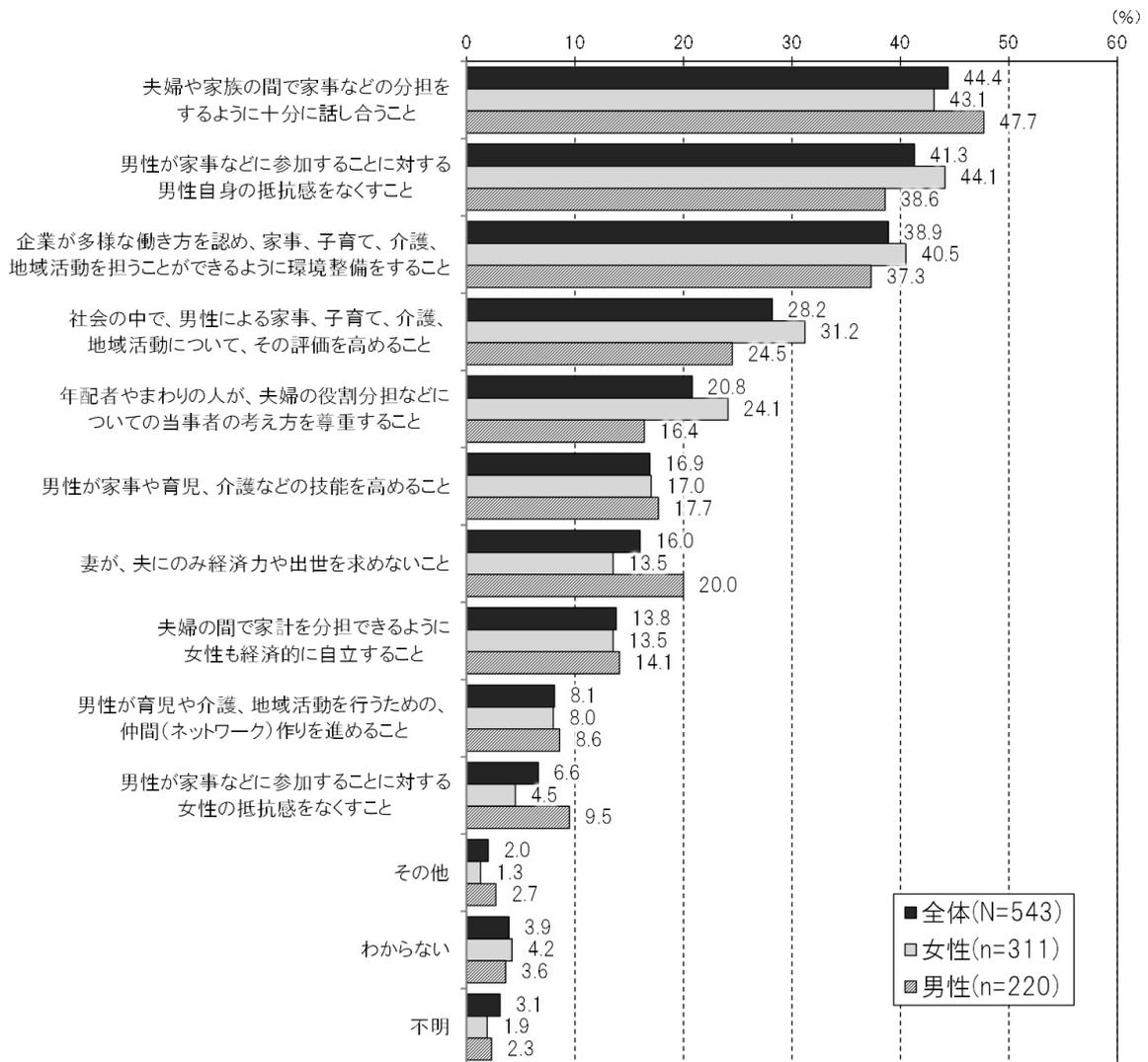
職場における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組が進むなか、家庭における家事・育児・介護に取り組む男性も増えてきました。しかしそれでも、男性が気付いていない「見えない家事」等については、実際には妻や女性の子どもが担っていることが多く、女性の家事負担が軽減されず、不和の原因となる場合もあります。その要因には、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが強く存在し、男女間の意識の違いがみられます。

市民意識調査において、男性が女性とともに家庭生活や地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて尋ねたところ、多かった回答は「夫婦や家族の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」や、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」でした。

性別にかかわらず誰もが働きやすい職場や家庭生活を送るため、仕事と家事・子育て・介護の両立支援の充実化を図り、家族間の十分な話し合いや家事をシェア（共有）する考え方を浸透させて男性の暮らし方・働き方の改革を推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざしていきます。

本市の職員に関する取組目標としては、「筑後市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、市職員の長時間労働の是正や、男女平等の立場で能力に応じた適材適所の人材配置、男性職員の育児休業取得率等の達成に努めていきます。

■ 男性が女性とともに家庭生活や地域活動に積極的に参加していくために必要なこと
(市民意識調査)



施策の方向 I-3-(1) 仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
7	男女共同参画の視点に立った「筑後市子ども・子育て支援事業計画」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●待機児童ゼロを継続するとともに保育内容、施設の充実を図る。 ●子育て支援拠点施設（おひさまハウス）を中核として、子育て相談、おひさま教室、赤ちゃんひろば等を実施し、子育て中の親の孤独感や不安感を解消する。 ●ファミリーサポート事業の充実を図る。 	○		○			子育て支援課
8	家族介護者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●介護に関する知識、介護方法などの習得を図る介護教室を実施し、介護能力を有する人を増やす。 		○			○	高齢者支援課
9	労働環境整備に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報ちくご」やホームページを活用し、子育て・介護支援制度や男性の育児休暇取得の推進やワーク・ライフ・バランス等、労働環境の整備を推進するための情報を提供する。 ●福岡県が実施している「子育て応援宣言企業」・「介護応援宣言企業」登録制度について企業に周知し、登録を推進する。 ●KSC（久留米市広域勤労者福祉サービスセンター）と連携した、福利厚生の上を推進する。 	○		○		○	商工観光課
10	子育て・介護応援宣言登録の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県の「子育て応援宣言」及び「介護応援宣言」に企業・事業所として登録されている場合、本市の入札参加資格において、総合数値の加点を行う。 	○				○	契約管財課
11	特定事業主行動計画の実施 【筑後市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画】	<ul style="list-style-type: none"> ●市の職員の処遇については、男女平等の立場で適材適所の人材配置を実施し、能力に応じて管理職（部長、課長）や、監督職（係長）に登用する。 ●男性職員の育児休業取得率等の達成や長時間勤務の是正など、特定事業主行動計画に掲げる目標達成の取組を進める。 	○		○	○		市長公室

施策の方向 I-3-(2) 男性の暮らし方・働き方の改革

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
12	家事シェアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族全員で家事を協力することで、家族みんながどんな事態になっても困らないようにする「家事シェア」の考え方の周知を目的とした、啓発パンフレットを製作し、啓発を行う。 	○		○		○	男女共同参画推進室
13	家事シェア講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 家事シェアをテーマとした講座の開催。 ・ 家事シェアシートによる家事の見える化 ・ 家事シェアを上手に進めるコミュニケーション講座 ・ 時短料理教室、掃除のスゴ技講座、洗濯のスゴ技講座等 		○	○	○		社会教育課
14	父親の育児参画に関する事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 父親が子育てに関わるきっかけとなるような父親参加型事業をおひさまハウス等で開催する。 ● 「広報ちくご」で男性の育児に関する各種情報提供を行う。 		○			○	子育て支援課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦とその配偶者などを対象とし、妊娠の経過や栄養、日常生活の過ごし方、沐浴等を学ぶ「もうすぐパパママ教室」を開催する。 ● 初産の母子健康手帳交付時に、父子健康手帳を配布する。 		○		○		子育て世代包括支援センター

❖ 育児・介護休業法について (令和3年6月改正)

1. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設【令和4年10月1日施行】
 - ✓ 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
 - ✓ 申出期限は、原則休業の2週間前まで
 - ✓ 分割して2回取得可能
2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け【令和4年4月1日施行】
 - ✓ 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務付け
 - ✓ 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の制度周知及び休業の取得意向確認の措置の義務付け
3. 育児休業の分割取得【令和4年10月1日施行】
4. 育児休業の取得の状況の公表の義務付け【令和5年4月1日施行】
5. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【令和4年4月1日施行】

〔出典：厚生労働省育児・介護休業法について ホームページ〕

基本目標Ⅱ 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現

配偶者等への暴力（DV）は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。多くの場合、被害者は女性であることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題です。

配偶者暴力防止法（DV防止法）では当初から法律婚・事実婚に関わらず対象となっていました。過去 2 回の改正により、「**配偶者**」の定義を**広範囲に拡大し、現在では交際相手・元交際相手も含めた範囲が対象**となったことから、いわゆる「**デート DV**」も対象に含まれました。

配偶者暴力防止法（DV防止法）による暴力の定義（全般）については、身体に対する暴力（殴る、叩く、蹴るなど）だけでなく、身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動（精神的暴力、性的暴力）も含まれます。

このほか、令和 3 年（2021 年）5 月に「**ストーカー行為規制法**」が改正され、住居や職場・学校の他に「**実際にいる場所における見張り**」や、「**拒まれたにもかかわらず連続して SNS 等を含めて文書を送る行為**」、「**GPS 機器等を用いた位置情報の無断取得**」などもストーカー行為罪の対象となりました。

SDGs でも、目標のひとつにある「**ジェンダー平等の実現**」における取組として、女性に対する暴力の根絶が位置付けられており、取組の重要性が示されています。

DV や性暴力を行う背景には、固定的な性別役割分担意識、社会的及び経済的な立場の格差や、暴力等を容認する風潮があることなどが挙げられます。DV・性暴力・あらゆるハラスメントの根絶に向けた取組を社会全体で行い、男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現をめざします。

基本施策Ⅱ-1 配偶者等からの暴力の根絶

【第3次筑後市DV対策基本計画】

※基本目標Ⅱ-1を、【第3次筑後市DV対策基本計画】として位置づけます。



【現状と課題】

DVを根絶することは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題です。DVは、社会的な位置づけの格差や、経済的な格差などにより、その被害者の多くが女性となっています。また、日常的に夫婦間で暴力等が行われている家庭では、同時に面前DVによる児童虐待が行われているとして問題になっています。子どもへの心身への負担も大きく、子どもの成長に深刻な影響を与えています。子どもへの虐待を未然に防ぐためには、関係機関における情報共有、被害の早期発見、適切な支援等、DVと児童虐待対応の連携強化が必要です。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、失業や生活上のストレスの増加により全国的にもDV件数が増加していることが問題となっています。

市民意識調査では、DV被害経験者は女性に多い、年齢が高い方が多い、精神的に不調をきたした女性が多い、ということが分かりました。加害者側と被害者側のDVと認める行為の認識のずれから、自分がDVの加害者であるという認識が低い場合もあります。また、DVの被害にあった場合に、「誰（どこ）にも相談しなかった」と答えた人が男女ともに最多でした。DVを受けているという認識が低い場合や、特に男性の場合、相談していない割合が60%と非常に多く、悩みを抱え込んでいることが推し量られます。

DVの相談窓口については、市のホームページや広報ちくごでの掲載や、公共施設、協力医療機関や協力店の女子トイレにDV防止カードを設置してもらうことで周知を図っているところですが、市の相談窓口の存在を知らない人がまだ多いという現状があります。知っていても、相談する程のことではないと思いつている場合も多く、その積み重ねが家庭崩壊や心身の異常、重大事態を引き起こすこともあります。DVを未然に防ぐため、或いは起きてしまった事態に迅速に対応するため、今後も第3次筑後市DV対策基本計画に基づき、より実効性の高いDV防止と被害者支援に取り組む、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

DVの被害にあった場合、一人で悩まずに速やかに支援や保護を受けられる事が重要です。市民への啓発や情報共有をより一層進めます。

施策の方向 II-1-(1) DV等に関する相談支援の充実 重点

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
15	女性支援相談職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の悩み相談を受ける職員が研修を受講し、専門知識を習得することで対応のレベルアップにつなげ、相談支援の充実を図る。 	○	○		○		男女共同参画推進室

施策の方向 II-1-(2) 迅速な対応のための関係機関との連携強化

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
16	庁内外の関係機関との連携による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●筑後警察署、配偶者暴力相談支援センター及び庁内相談部署で連絡体制を構築し、被害者の保護など、安全に迅速な支援を行う。 ●「DV 対応会議」研修会を実施し、庁内の窓口担当部署及び関係機関が2次の加害者とならないよう適切な対応を学ぶ機会を設ける。 ●相談者が事務手続きを必要とする場合の「DV 被害者相談共通シート」を活用し、相談者の負担軽減を図る。 ●民生委員・児童委員の任期期間中（着任1年以内）に一度はDV防止講座が実施されるよう働きかけを行う。 	○			○		男女共同参画推進室

施策の方向 II-1-(3) DV等に関する周知・啓発の推進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
17	DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●DV等の実態、DV防止法について「広報ちくご」やDV防止カード、パネル展示など機会をとらえて継続的な啓発を行っていく。 ●DV相談窓口についての周知を図る。 ●性暴力の防止と被害者への支援について、県の「性暴力被害者支援センター・ふくおか」等の情報提供を行う。 		○	○		○	男女共同参画推進室

基本施策Ⅱ-2 性に関するあらゆる暴力の根絶



【現状と課題】

性暴力・セクハラは、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす重要な課題であるため、根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

性暴力の発生防止のためにも、加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要です。

セクハラは人権侵害であるとの認識が高いにも関わらず、職場や地域等、身近な生活の場で女性も男性もセクハラの影響を受けています。

潜在化しやすい性暴力やセクハラを根絶するためには、社会の意識を喚起するとともに、相手の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図る必要があります。市では、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を推進します。

施策の方向 Ⅱ-2-(1) 性に関するあらゆる暴力を防止する環境づくり

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
18	性暴力及びセクハラ防止に関する啓発	●性暴力及びセクハラは、重大な人権侵害であることの認識を深め、これらを防止するための市民への情報提供及び啓発を行う。		○		○		男女共同参画推進室

基本施策Ⅱ-3 様々なハラスメントの根絶



【現状と課題】

ハラスメントとは行為をした本人の意識の有無に関わらず、相手を不快にしたり、相手が尊厳を傷ついたりと感じさせたりする行為のことを言います。パワーハラスメントやマタニティハラスメント等、様々なハラスメントの根絶が課題となっています。

あらゆるハラスメントのない社会づくりに向けて市民啓発を行い、抑止する環境づくりを推進します。

施策の方向 Ⅱ-3-(1) 様々なハラスメントを抑止する環境づくり

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
19	様々なハラスメントによる人権侵害の抑止啓発	● 様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることの認識を深め、抑止につなげるための市民への情報提供及び啓発を行う。		○		○		人権・同和教育課

基本目標Ⅲ 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現

男女が個性を伸ばし、いきいきと活躍するためには、生涯を通じて健康を維持することが大切で、男女がお互いの身体的性差を理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生きることは、男女共同参画を推進する上での基本的事項です。

特に、女性の健康は、ライフステージに応じて性と生殖に関する変化が訪れます。女性の活躍促進に伴い、妊娠・出産期からの健康支援が必要です。

また、人生 100 年時代に、若者から高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

経済活動における男女が置かれた状況の違いを背景として、女性は貧困など生活上の困難に陥りやすくなっている状況にあります。このほか、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯（DV 被害者世帯を含む）、多子世帯などの生活上の困難に直面した人への支援も必要です。

本市では、男女がお互いの身体的性差を理解し、互いに尊重し合う健康な生活を維持し、様々な困難を抱える人々が経済的にも自立し、全ての人々が安全に暮らせるような社会の実現をめざします。

基本施策Ⅲ-1 生涯を通じた健康づくりへの支援



【現状と課題】

ライフスタイルの多様化や就業形態等により、現代女性の健康に関わる問題は変化しています。共働きによる仕事と子育ての両立の難しさや、晩婚化などによる不妊問題や少子化への対策も必要となっているほか、職場や家族などの周囲の人々の協力も必要です。

また、妊娠・出産期から乳幼児にわたる切れ目のない健康保持の支援体制をとり、安心・安全で健やかな妊娠・出産・育児のためのサポートも必要です。

女性には、がんや心臓血管系疾患等の男女共通の健康問題以外にも、男性とは異なった健康問題（骨粗しょう症・骨折、関節・筋肉の変形や弱化等、閉経と関連した女性ホルモンの低下に関連して起こりやすい問題）が多く、生活の質を著しく落としてしまう場合があります。

少子高齢化が進むなか、高齢化率の増加とともに課題となるのは、高齢者のみの世帯及び、高齢者の一人暮らし世帯の増加です。本市でも高齢者の孤立を防ぎ地域での見守り体制を充実させるとともに、高齢者が様々な社会参加を通じて、生きがいを持って健康に暮らせるよう支援する必要があります。

健康寿命を延ばすためには、早い時期から健康づくりの支援に取り組むことが重要なことから、市では特定健診や各種がん検診の推進により疾病の早期発見と治療促進に努めるほか、健康相談などで、自らの健康状態や生活習慣を振り返る機会を提供します。

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、生涯を通じた健康づくりを支援していきます。

施策の方向 Ⅲ-1-(1) 妊娠・出産からの健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
20	母子健康施策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産期から乳幼児期までの母子の心身の健康保持を支援し、妊娠・出産・育児に臨めるよう、人権を尊重して認め合う知識の普及や啓発を行う。 ●不妊治療に関して支援する。 	○		○		○	子育て世代包括支援センター

施策の方向 Ⅲ-1-(2) ライフステージに配慮した健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
21	主体的に取り組む健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康状態に応じて自己管理ができるように、特定健康診断受診者に対し、保健指導を実施する。 ●住民健診の受診率向上に努め、疾病の発症予防及び重症化防止を図る。 		○		○		健康づくり課
22	介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域デイサービスなど地域住民により実施される地域介護予防活動に対し、支援を行う。 ●介護予防事業の実施方策を検討し、周知するほか、特に、参加者の少ない男性の参加促進を行う。 ●閉じこもり予防に関する事業を実施し、参加を促す。 	○		○		○	高齢者支援課

基本施策Ⅲ-2 生活上の困難に直面した人への支援



【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域において、健康的で安全に生き生きとした暮らしを継続するためには、保健・医療・福祉・介護サービス等の関係者が連携し、円滑な支援を行う必要があります。本市では、地域包括支援センターが中心となって、高齢者への相談支援を行っています。

経済活動における男女が置かれた状況の違いを背景として、貧困など生活上の困難に陥っている女性のほか、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯（DV 被害者世帯を含む）、多子世帯などの生活上の困難に直面した人には、安心して暮らすための支援が必要です。更に、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規雇用の割合が高い女性の生活や心身に深刻な影響をもたらし、女性の自殺者の増加も起きています。

生活上の困難に直面した人への支援のため、関係機関が連携し、それぞれの事情に応じた適切な支援を実施していきます。

施策の方向 Ⅲ-2-(1) 高齢者の生活・自立支援

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
23	高齢者の相談及び生活・自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に関する相談を総合的に受け、必要な制度、機関へつなぐ支援を行う。 ● 当事者のニーズを配慮しながら生活や自立への支援を実施する。 	○		○			地域包括支援センター

施策の方向 Ⅲ-2-(2) 経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
24	ひとり親世帯の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親世帯の自立に向けた相談及び支援や、就労に結び付く各種講座や給付金制度の周知等を行う。 	○		○		○	子育て支援課
25	生活困窮者自立支援制度による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者に対して自立相談支援事業（就労支援含む）の実施、住居確保給付金の支給など必要な支援を行う。 		○		○		福祉課
26	公営住宅の入居優遇措置制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に困窮する低所得者の中でも、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯（DV 被害者世帯を含む）、多子世帯など、特に居住の安定を図る必要のある世帯については、公営住宅への入居優遇措置を継続する。 		○			○	都市対策課
27	養護老人ホームの入所措置制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境上の理由及び経済的理由により、自宅で生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置をする。 				○	○	高齢者支援課
28	成年後見制度の周知と手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、成年後見制度の案内や申立ての支援を行う。また、申立人がいない人には市長申立てや利用支援助成金の活用を促す。 	○		○			地域包括支援センター

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会意識の浸透

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において、次のように定義されています。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

これを実現するためには、職場、家庭、地域、学校や社会参画の場など、全ての機会において、固定的な性別役割分担や、アンコンシャス・バイアスを改善することが重要です。

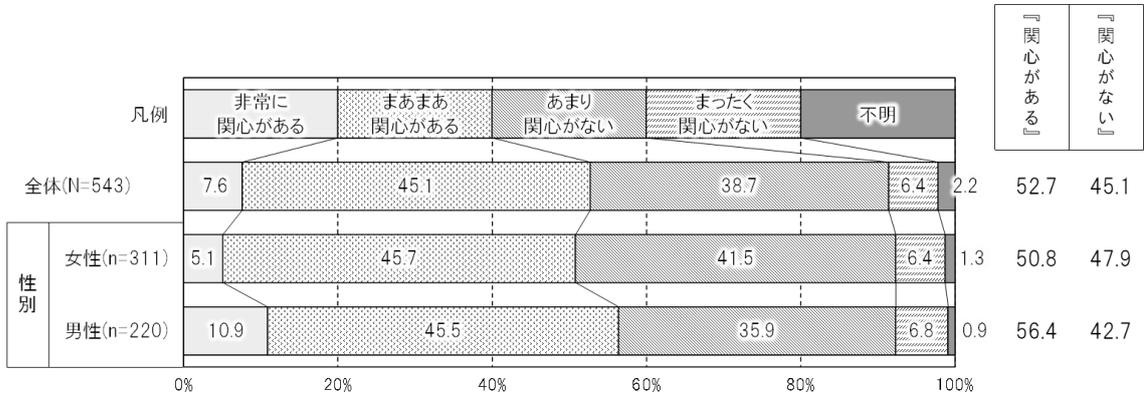
市民意識調査では、男女共同参画への関心度については、「関心がある」52.7%（女性 50.8%、男性 56.4%）が男女ともに過半数であり、「関心がない」45.1%（女性 47.9%、男性 42.7%）よりも上回っています。しかし残念ながらまだ、関心度が高いとは言えないものの、10年前・5年前からは微増しています。年齢別にみると男女ともに30歳未満が最も関心があり、性別で見ると女性よりも男性の関心が高い結果でした。

また、男女の地位の平等感についての質問では、「平等である」の回答が50%を超えたのは「学校教育の場」のみで、社会全体でみると「男性優遇である」72.6%（女性 78.2%、男性 65%）となっています。ほとんどの回答において、「平等である」の回答は女性より男性の方が多く、「男性優遇」の回答は女性より男性の回答が少なくなっており、男女間の認識の違いが明らかになりました。この原因として、残念ながら男性の方にアンコンシャス・バイアスが働いていることが推察されます。

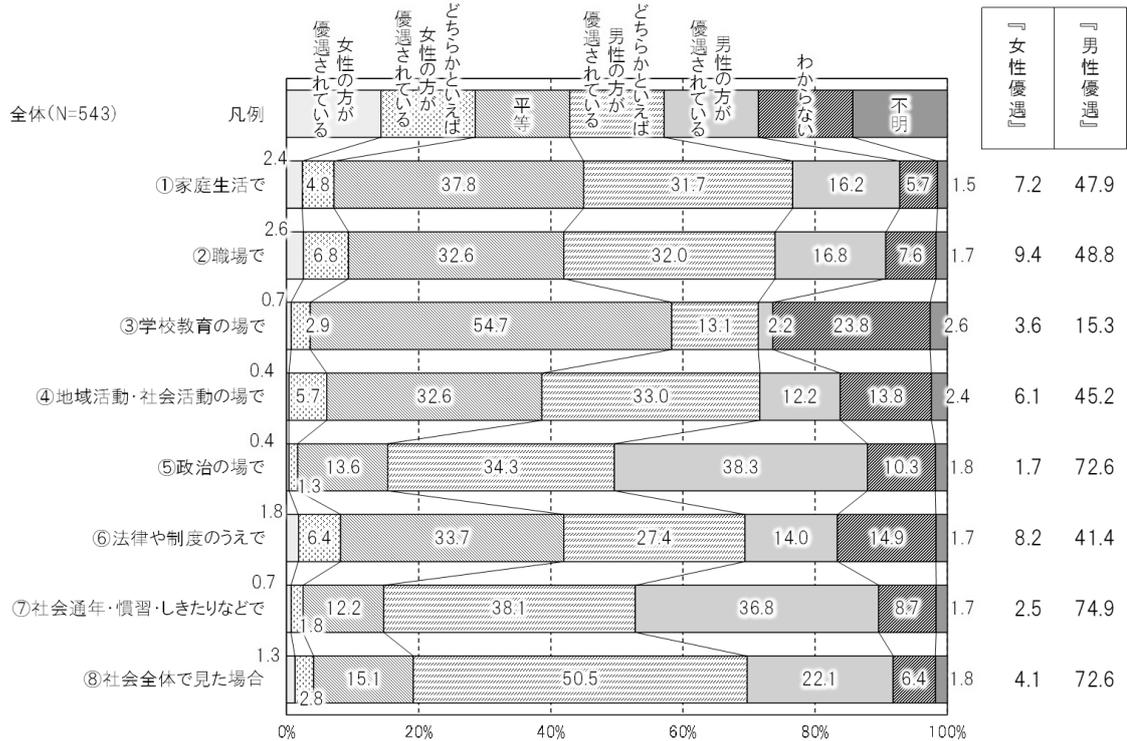
本市ではこれまで、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画計画に基づく様々な取組を通じて総合的・計画的に具体的事業を進め、固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等・男女共同参画の考え方の必要性について、広報・啓発を進めてきました。しかし、長年にわたり形成された「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識による制度や慣習は、より高年齢層に根強く残っている状況です。

こういった固定的な性別役割分担意識を改善しアンコンシャス・バイアスの解消を図るためには、男女共同参画の必要性について認識し、理解を深め、社会制度や慣習を見直すことが重要です。市民への継続的な啓発や教育を行い、私たちの日常生活において一人ひとりの意識を変えていくことにより、男女共同参画社会意識の浸透をめざします。

■ 男女共同参画社会への関心度（市民意識調査）



■ 現在の社会において男女の地位は平等になっていると思うか（市民意識調査）



基本施策Ⅳ-1 政策・方針決定への女性の参画推進

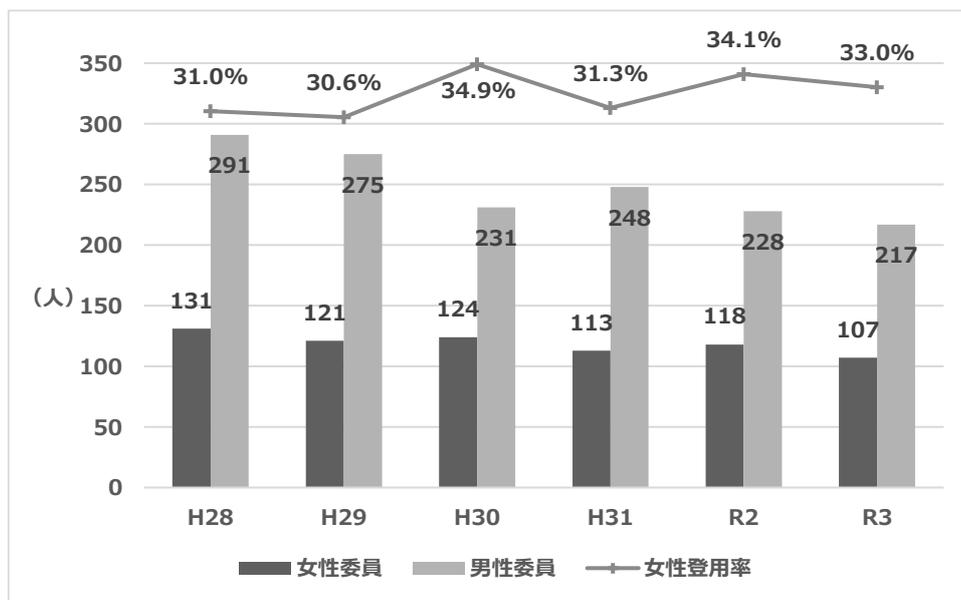


【現状と課題】

政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要です。本市では市の審議会・委員会の女性登用率目標を総合計画では 35%として積極的に女性の登用を推進していますが、政策・方針決定の場への女性の参画は十分ではなく、令和 3 年 4 月 1 日現在の女性登用率は 33% でした。

政策や方針を決定する過程への女性の参画を更に進めるためには、日頃から関連分野の各団体に女性が積極的に参画したり、女性人材の発掘を行ったりするなど、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。

■ 審議会・委員会への女性登用率の推移



施策の方向 IV-1-(1) 審議会・委員会等への女性の登用促進 重点

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
29	選任要綱の遵守と女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種審議会、委員会において女性委員の登用が進むよう、女性人材リストの活用も含め、積極的に働きかけを行う。 ● 委員公募状況について、女性人材リスト登録者に情報提供を行う。 	○		○	○		男女共同参画推進室
30	女性人材リストの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋もれた人材の発掘に努め、女性人材リストを充実させるため、案内チラシ等を作成し、商工観光課・社会教育課・農政課の協力の下、リストへの登録を広く市民へ積極的に働きかける。 	○		○		○	男女共同参画推進室
31	審議会・委員会等における託児の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会及び各審議会や委員会の開催時に、子育て中の参加者支援のため、託児サービスの実施について庁内周知を図る。 ● 上記に加え、市が主催する各種講座や講演会についても同様とする。 		○			○	男女共同参画推進室

基本施策Ⅳ-2 教育における男女共同参画の推進



【現状と課題】

家庭や保育・学校教育の現場においても、両親や周囲の大人が持っている価値観やアンコンシャス・バイアス、固定的な性別役割分担意識の影響を与える可能性があります。LGBTQ など、性的指向、性自認等で多数とは異なる性のありようを持つ人たちが学校や社会生活のあらゆる場面において、様々な困難を抱えていることも指摘されています。これらの対策や改善に向けて、幼少期からの啓発や教育等が必要です。

将来大人になったときに、結婚や妊娠・出産・子育て・介護を経て「ずっと職業を持ち続け、経済的にも自立し、男女間の社会的な格差のない暮らし」をおくるためには、次世代の子ども達が、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路や職業を選択する能力を身に付けるための指導や教育は大変重要です。

近年、子どもを取り巻く性に関する情報などの環境の変化は著しく、特に、携帯電話の普及に伴う SNS 等を通じた犯罪に巻き込まれてしまう事案も多数発生しています。

学校において性に関する指導を進める場合、「子どもが自分の体を大事にする」、「他人が触ってきたら NO と言って良い」というような、子どもの発達段階の特徴や性に関する発達課題に応じた指導が必要です。性暴力を受けても性暴力と気づけず、成長する過程で心に深い傷を負わないためにも、幼少期から自分で認識できる指導を推進します。

施策の方向 Ⅳ-2-(1) 市職員への啓発推進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
32	市職員研修の実施	●市職員の男女共同参画の視点に立った業務遂行に資するため、県主催の男女共同参画に関する研修等を積極的に活用し、男女共同参画意識の浸透を図る。	○		○		○	市長公室

施策の方向 IV-2-(2) 保育に携わる者への啓発推進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
33	保育者等の啓発と研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育施設説明会等において、男女共同参画に関する研修を3年に1回実施する。 	-	○	-	-	○	子育て支援課

施策の方向 IV-2-(3) 男女共同参画教育の推進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
34	教育活動全体を通じた男女共同参画教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の新学習指導要領及び国の副読本等に基づき、学校の教育活動全体を通じて、発達段階に応じた男女共同参画教育を行う。 ● LGBTQなどの性の多様性についての理解や性別にとらわれない生活指導及び進路指導を行う。 ● 学校図書館における男女共同参画関連図書の実質化を図る。 		○		○		学校教育課

施策の方向 IV-2-(4) 適切な性教育の推進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
35	発達段階に応じた性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の学習指導要領に基づき性教育を実施するとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、国の副教材「生命（いのち）の安全教育」等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。 ● 中学生向けには、養護教諭や保健師による、計画的・継続的な性教育として、出産・エイズ教育のほか、SNSによる性被害対策の周知啓発、県のデートDV研修派遣事業の活用等により、専門的な立場での指導を行う。 ● 学校図書館における性教育関連図書の充実化を図る。 		○		○		学校教育課

基本施策Ⅳ-3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり



【現状と課題】

地域における自治会等の役割として、市と連携して住民が主体的に地域の課題に取り組む必要があります。意思決定の場である自治会が男性中心の運営となっていることは、昨今の社会情勢に対応できない状況であり、少子高齢化が進む現在、地域コミュニティ維持や地域活動の担い手の確保が課題となっています。

一方で、女性が自治会や防災・消防などの意思決定の場に参加しにくい背景として、家庭内で協力が得られない場合や、女性の側にも区長や公民館長を引き受けることへの抵抗感などもあります。市民意識調査での女性の回答では、「断る」86.1%と圧倒的に断る意見が多くなっています。その理由として、「責任が重い」、「時間的余裕がない」、「知識や技能面で不安」といった意見が多くを占めました。

しかし、誰もが住みやすく、「対等且つ均等に参画できる社会、多様な意見を反映する社会、社会情勢の変化にも対応できる社会」の形成のためには、地域活動に性別や立場に関係なく、多様な人材が地域活動に参画する必要があることから、多くの女性が参画する様な仕組みづくりが必要です。

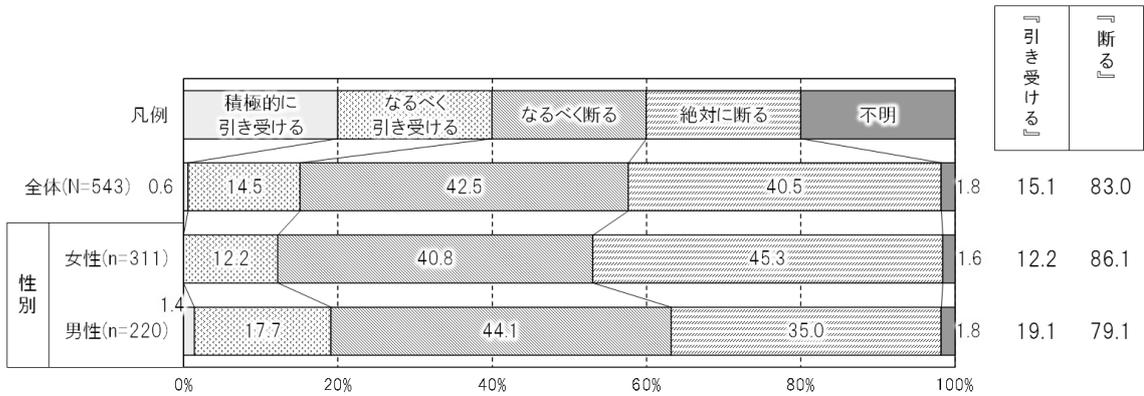
近年、全国的に大規模災害が多発しています。自然災害は、年齢や性別を問わず、すべての人々に突然襲いかかります。しかし、現在の防災対策における人員は男性の方が多く、女性の視点が取り入れにくい状況にあります。

大規模災害が発生すれば、避難所が生活の場となります。集団生活においては、女性や子どもなど、弱い立場にある人が困難な状況に置かれやすくなります。避難所等でのプライバシーの確保が難しいことや、女性は食事係といった避難生活の中で固定的な性別役割分担を反映した負担が女性に集中することなどが懸念されます。また、性被害・性暴力が発生しないように配慮もしなければなりません。

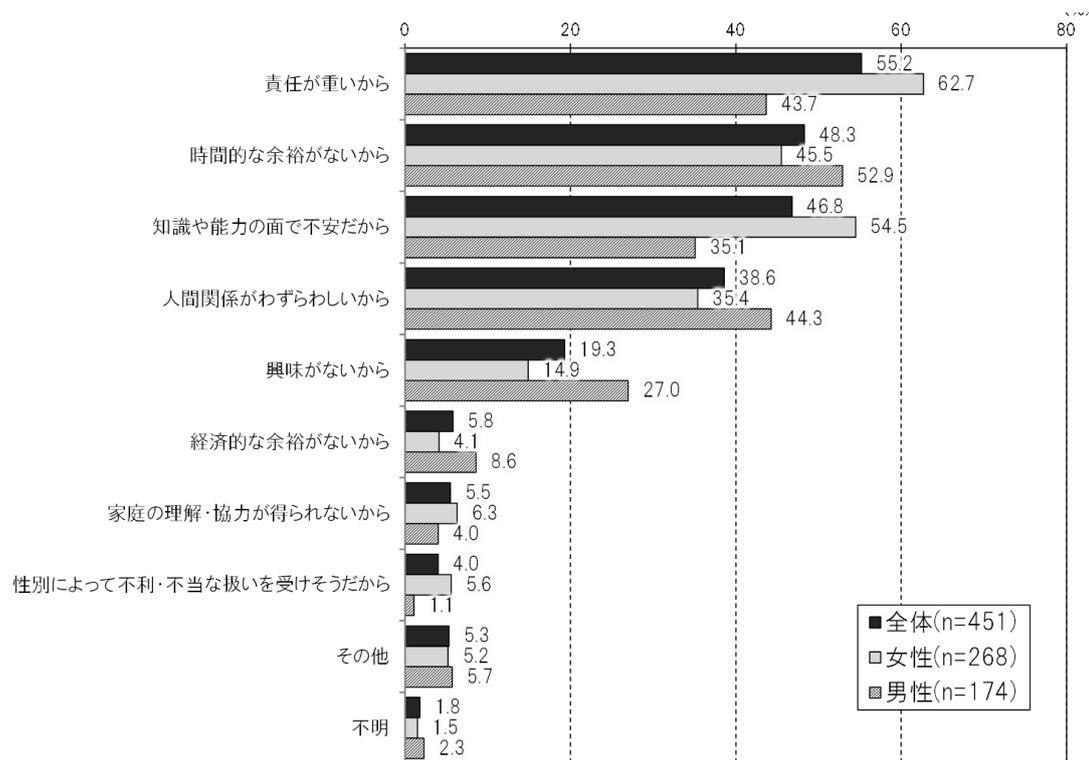
このように、女性特有の困りごとを平常時から知っておくためには、避難所運営の役員等に女性の参画・登用を行い、避難計画の策定や避難所の意思決定などの場に、女性も積極的に関わるのが重要です。また、自主防災組織等の役員についても女性の参画・登用を進め、地域の防災訓練に日頃から女性の視点を取り込んだ内容を含めることも大切です。

そのため、男女共同参画の視点に立った災害対応の必要性に関する理解を促進し、防災活動や防災組織への女性の参画を推進します。

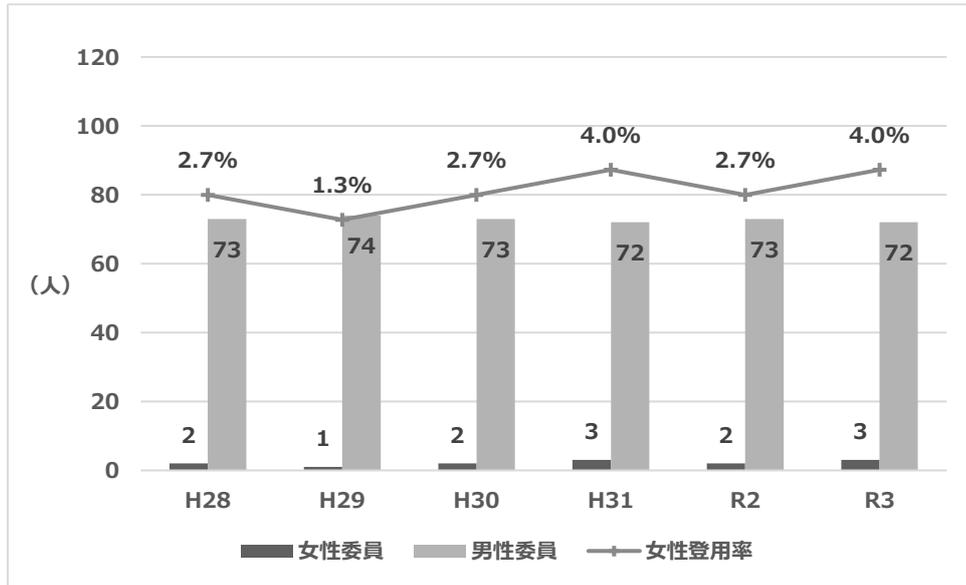
■ 「自治会長、町内会長」へ就任・立候補を依頼された場合の対応（市民意識調査）



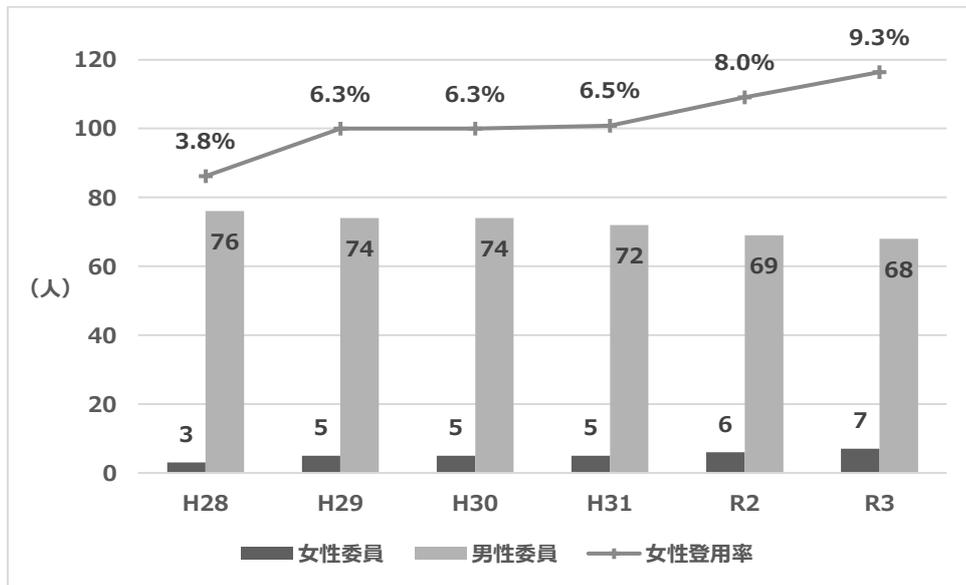
■ 「自治会長、町内会長」への就任・立候補の依頼を断る理由（市民意識調査）



■ 行政区長への女性登用率の推移



■ 公民館長への女性登用率の推移



施策の方向 IV-3-(1) 市民活動における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
36	地域づくりにおける女性の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が男女共同参画に関する見識を広めるために、学習機会の提供及び支援を行う。 ●ちくご男女共同参画ネットワークや地域の団体と協働で、男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行っていく。 ●地域において、男女共同参画についての啓発を、男女共同参画推進協力員（一期一座）等とともに進行。 ●動画等を作成し、ホームページや SNS を活用した啓発を行うと共に、男女共同参画週間には、デジタルサイネージの活用等による広報を行う。 	○		○		○	男女共同参画推進室

施策の方向 IV-3-(2) 地域活動における男女共同参画の促進 重点

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
37	行政区長への女性登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区長会において、区長への女性の登用が推進されることを目指して、計画的に3年に1度は男女共同参画に関する研修が行われるよう働きかけを行う。 	-	○	-	-	○	協働推進課
38	公民館長への女性登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館長会において、公民館長への女性の登用が推進されることを目指して、計画的に3年に1度は男女共同参画に関する研修が行われるよう働きかけを行う。 	○	-	-	○	-	社会教育課
39	地域役員における女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●年1回行政区ごとに地域役員の実態調査を行い、女性参画の少ない行政区の役員等に対し啓蒙活動を行う。 	○	○	○	○	○	男女共同参画推進室

施策の方向 IV-3-(3) 防災における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
40	地域防災活動 へ女性の参画 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の視点を取り入れた防災活動及び訓練のほか、県主催の講座等を取り入れながら災害対応力などに関する研修会を実施する。 	○	○		○		防災安全課
41	女性消防団員 の人材育成や 活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●女性消防団員への男女共同参画の視点を取り入れた人材育成や活動支援を行う。 ●大規模災害が起きた場合、市が開設する避難所で男女共同参画の視点を取り入れた運営サポートが出来るよう、消防団及び女性消防団員への防災研修を行う。 	○		○	○		消防本部総務課

基本施策Ⅳ-4 市民への情報提供と啓発

重点



【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自らの固定的性別役割分担意識に気づきその解消を図るとともに、男女共同参画の意味や必要性について理解を深めることが重要です。

人の考えを変えることは、年齢を重ねただけ難しく、1～2回の啓発で簡単に変わるものではないと思われま。それでも、地道な啓発活動をしていくことが将来の男女共同参画社会につながるものと信じ、事業を進めます。

施策の方向 Ⅳ-4-(1) 男女共同参画に関する情報提供

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
42	市民広報等による情報提供と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報ちくご」やホームページ等を活用して、男女共同参画に関する情報提供を行い、市民への啓発を行う。 ●あらゆる年代に情報が行き渡るよう、ホームページや SNS を駆使した提供を行う。 		○		○		男女共同参画推進室
43	男女共同参画に関する図書の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画、女性問題、家庭問題、労働問題等のテーマに関する図書を購入し、展示を行う。 ●学校や保育所等に対し、男女共同参画等に関する図書の紹介及び貸し出しや、読み聞かせを働きかける。 	○		○			社会教育課

施策の方向 Ⅳ-4-(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実

No.	具体的事業	事業の内容	評価対象年度					担当課
			4	5	6	7	8	
44	ちっごふれあいフォーラム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する各団体からの実行委員会方式によりフォーラムを開催する。 ●ちっごふれあいフォーラムや映画上映会など啓発事業を通じて、市民への男女共同参画の理解を深める。 		○		○		男女共同参画推進室
45	人権に関する学習会を通じた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●人権セミナー筑後において、女性の人権等に関する講座を取り入れる。 	○		○		○	人権・同和教育課

第4章 推進体制

1. 計画推進体制の強化・徹底

本計画の施策について、職場、家庭、地域、学校や社会参画の場などの広範囲かつ多岐にわたる取組に対し、全庁的な調整や進捗管理を行い、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、推進体制を整えます。

(1) 筑後市男女共同参画行政推進会議

庁内の関係部局相互が連携を図り、総合的な対策を推進するため、条例に基づき、副市長を会長とする「筑後市男女共同参画行政推進会議」を設置しています。

男女共同参画計画の着実な実施のため各担当部局の推進状況を踏まえ、部局間相互の課題の共有化及び施策推進にあたっての総合調整を行い、計画の推進を図ります。

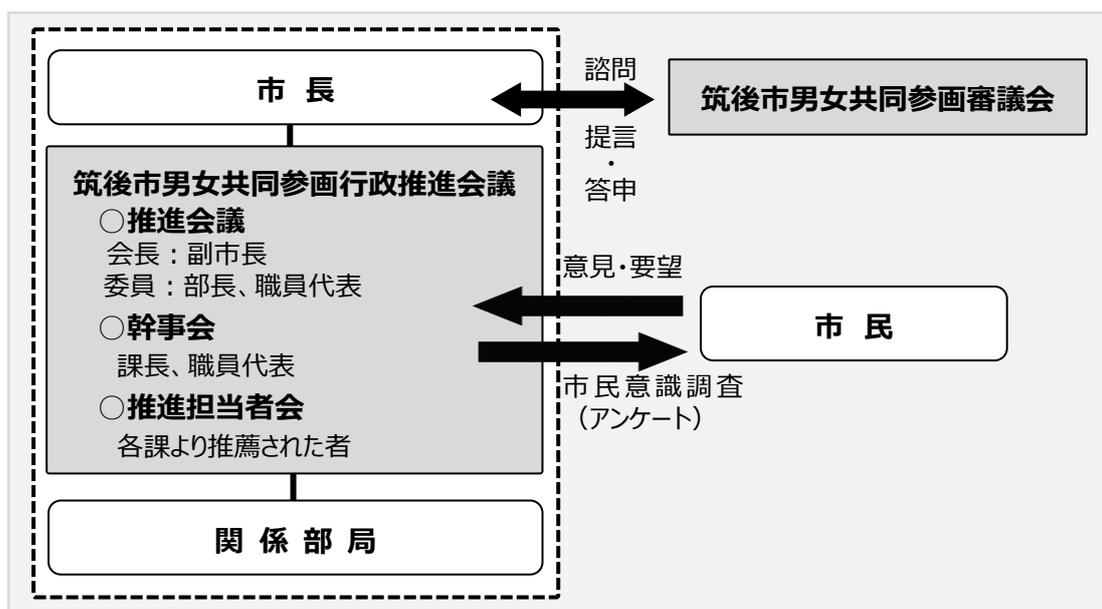
また、男女共同参画行動計画の進捗管理を毎年度行い、男女共同参画や女性の活躍促進の視点に立った施策を効果的に進めます。

(2) 筑後市男女共同参画審議会との連携

男女共同参画計画の進捗について、条例に基づき公表するにあたって、年次報告書である「事業報告書」を作成し、筑後市男女共同参画審議会（以下「審議会という」）による評価や意見を受けながら、計画の進捗状況を公表します。

審議会は、市長の諮問機関として設置され、男女平等に関係する学識経験者や関係団体の代表及び市民等により構成されています。毎年、市長の諮問に応じて、行動計画の実施状況に関する年次報告について意見を述べるほか、5年毎に策定する次期「男女共同参画計画」の策定に関し、審議し答申を行う重要な役割を担っています。審議会との連携を図り、男女共同参画計画を確実に進めていきます。

■ 計画の推進体制



(3) 市民意識調査

本市の男女共同参画に関する市民への浸透状況の確認を行うため、市民意識調査を実施します。調査では、市民の男女平等に対する意識、家庭や職場・学校、地域活動などにおける男女共同参画の現状、就労や人権に関する認識・実態等を把握し、今後の男女共同参画のめざすべき方向性や実施施策についての検討に活かすとともに、次期「男女共同参画計画」を策定するための基礎資料とします。

なお、10年前・5年前との比較により、社会情勢や市民のニーズの変化も伺い知ることができ、計画の進捗状況を定量的に調査する有効な手段だと言えます。

男女共同参画に関する市民への浸透状況の確認

具体的事業	事業の内容	実施年度	担当課
男女共同参画市民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市の男女共同参画計画の見直しや策定に際し、市民の意見を反映させるために市民意識調査を実施する。 ●市民の男女共同参画に関する意識と実態の把握に努める。 ●アンケートの回収率向上のため、インターネットでの回答やSNSでの周知等の取組を行う。 	令和7年度	男女共同参画推進室

2. 計画の進行管理と見直し

計画期間の4年度目に、市民意識調査及び具体的事業の実施状況の検証を行い、最終年度に計画の見直しを行うこととします。計画の進捗管理は、PDCA サイクルの考え方を参考に、以下の検証サイクルにより実施します。

■ 男女共同参画計画の管理と検証サイクル

